

日銀を特別会計資金の監督・調整役に活用(案)

* 理由

米国政府は 2009 年 6 月、金融危機の再発防止のため金融規制・監督の包括的改革案を発表し、中央銀行である FRB の金融監督の権限強化を打ち出した。日本でも同様に、中央銀行としての独立的な権限を拡大し、特別会計積立金・剰余金の監督および流動化(一般財源化)などの調整の任に当たらせる。

* 新機能

- ・ 「埋蔵金」で新基金を作る仕組み(図)に日銀が関与し、特会の積立金および剰余金の状況をチェックし、基金が即刻活用できるようファイナンスする。
- ・ 日銀のチェックは、積立金・剰余金の残高、予算と入り払い実績、預託・運用などの状況、繰越額の実態および剰余金の翌年度繰越基準の策定などにわたる。
- ・ 日銀は、特別会計の＜積立金＋剰余金＞をベースに基金の 50 兆円相当額を国民経済・生活の緊急対策用にただちにファイナンスし、各特会のチェックを踏まえ、3年を目途に資金の回収などを図る。